

通達甲（交. 駐. 駐1）第7号  
平成18年5月19日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

### 車両の使用制限に関する行政処分事務処理要綱の制定について

このたび、別添のとおり、車両の使用制限に関する行政処分事務処理要綱を制定し、平成18年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、自動車の使用制限に関する行政処分事務処理要綱の全部改正について（平成2年12月17日通達甲（交. 駐. 取1）第36号）は、廃止する。

### 記

#### 制定の趣旨

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、放置違反金に係る納付命令を受けても、なお適正な運行管理を行わずに放置駐車違反が繰り返される車両の使用者に対する東京都公安委員会の車両の使用制限処分の規定が新設されたことに伴い、車両の使用制限に関する行政処分事務の適正な執行を図るため、本要綱を制定するものである。

別添

### 車両の使用制限に関する行政処分事務処理要綱

#### 目次

- 第1 目的
- 第2 準拠
- 第3 用語の定義
- 第4 取扱責任者等の指定及び任務
  - 1 取扱責任者
  - 2 事務担当者
- 第5 使用者等の下命・容認に係る処分対象事案の事務処理
  - 1 下命・容認事案の報告
  - 2 事業所カードの作成及び保管
- 第6 自動車運転代行業者等の下命・容認に係る処分対象事案の事務処理
  - 1 下命・容認事案の報告

- 2 自動車運転代行業違反登録業務への登録
- 第7 最高速度違反車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理
  - 1 警察署等の処理
  - 2 交通執行課の処理
- 第8 過積載車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理
  - 1 警察署等の処理
  - 2 交通執行課の処理
- 第9 過労運転車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理
  - 1 警察署等の処理
  - 2 交通執行課の処理
- 第10 放置違反金の納付命令に係る処分対象事案の事務処理
  - 1 警察署等の処理
  - 2 駐車対策課の処理
- 第11 読替え後の道路交通法の最高速度違反車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理
  - 1 警察署等の処理
  - 2 交通執行課の処理
- 第12 読替え後の道路交通法の過積載車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理
  - 1 警察署等の処理
  - 2 交通執行課の処理
- 第13 読替え後の道路交通法の過労運転車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理
  - 1 警察署等の処理
  - 2 交通執行課の処理
- 第14 最高速度違反車両、過積載車両及び過労運転車両の使用者に対する指示処分
  - 1 指示書の送付
  - 2 指示処分の執行
  - 3 指示処分の執行報告及び整理
- 第15 読替え後の道路交通法の最高速度違反車両、過積載車両及び過労運転車両の自動車代行業者に対する指示処分
  - 1 指示書の送付
  - 2 指示処分の執行
  - 3 指示処分の執行報告及び整理
- 第16 使用者に対する車両の使用制限処分
  - 1 処分の上申及び報告
  - 2 関東運輸局長への意見の聴取
  - 3 聴聞の手続
  - 4 聴聞の実施の前後に車両の使用の本拠の位置が道府県公安委員会の管轄区域内に移転した場合の手続
  - 5 制限書及び標章の送付

- 6 使用制限処分の執行要領
- 7 道府県公安委員会に対する処分の執行依頼
- 8 処分の執行時の留意事項
- 9 使用制限処分の執行等の報告及び整理
- 第 17 自動車運転代行業者に対する車両の使用制限処分
  - 1 処分の上申
  - 2 聴聞の手続
  - 3 制限書及び標章の送付
  - 4 使用制限処分の執行要領
  - 5 使用制限処分の執行等の報告及び整理
- 第 18 使用者に対する報告又は資料提出の要求
- 第 19 標章の除去手続
  - 1 標章の除去申請の審査
  - 2 標章の除去
  - 3 標章の除去執行報告
  - 4 使用制限処分の期間経過後の措置
- 第 20 処分結果の記録
- 第 21 公安委員会の決裁
- 第 22 関係者相互の連携の保持

## 第 1 目的

東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う車両の使用制限に関する行政処分等の事務（以下「処分事務」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 準拠

車両の使用制限に関する行政処分の取扱いについては、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「運転代行業法」という。）、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）、警視庁行政処分取扱規程（昭和 43 年 5 月 11 日東京都公安委員会規程第 5 号。以下「行政処分規程」という。）等によるほか、この要綱の定めるところによる。

## 第 3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 最高速度違反車両 法第 22 条の規定に違反した車両をいう。
- 2 放置車両 法第 51 条の 4 第 1 項に規定する違法駐車と認められる場合における車両であって、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの

をいう。

- 3 放置違反金 法第 51 条の 4 第 4 項に規定する放置車両の当該使用者に対して公安委員会が納付を命ずるものをいう。
- 4 過積載運転行為 法第 57 条の規定に違反して、過積載をして車両を運転する行為をいう。
- 5 過労運転車両 法第 66 条の規定に違反した車両をいう。
- 6 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為 その行為により自動車が法第 44 条、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項、第 47 条第 2 項若しくは第 3 項、第 48 条、第 49 条の 3 第 3 項、第 49 条の 4 若しくは第 75 条の 8 第 1 項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものをいう。
- 7 基準該当車 法第 75 条の 2 第 2 項の規定による公安委員会の命令（以下「使用制限命令」という。）の基準に該当する車両をいう。
- 8 使用者 その車両を使用する権原を有する者で、かつ、その運行を支配し、管理する地位にある者をいう。
- 9 自動車運転代行業者 その自動車を使用する権原を有する者で、かつ、その運行を支配し、管理する地位にある運転代行業法第 4 条の認定を受けて自動車運転代行業を営む者をいう。
- 10 使用者等 車両の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。
- 11 自動車運転代行業者等 運転代行業法における自動車運転代行業者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。
- 12 指示処分 公安委員会が、最高速度違反行為、過積載運転行為又は過労運転行為を防止するために必要な運行の管理を行っていることを認められない使用者又は自動車運転代行業者に対して、当該行為を防止するために必要な措置をとることを命ずる処分をいう。
- 13 使用制限処分 公安委員会が、法第 75 条第 2 項の規定又は法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく当該自動車若しくは同条第 2 項の規定に基づく当該車両を運転し、又は運転させてはならないことを命ずる処分をいう。
- 14 車両の使用の本拠 その車両の使用者又は管理責任者が所在し、かつ、運行の拠点となる場所をいう。
- 15 自動車の主たる営業所の所在地 その自動車運転代行業者等が所在し、かつ、運行の拠点となる場所をいう。
- 16 処分対象事案 令第 26 条の 6 第 2 号若しくは第 26 条の 7 第 1 項に規定する自動車又は令第 26 条の 8 に規定する車両の使用制限命令の基準に該当するものをいう。
- 17 最高速度違反管理業務 警視庁情報管理システムにより、最高速度違反行為、最高速度違反車両、当該車両の使用者等のデータを一括管理し、迅速かつ効率的に事務処理及び使用者責任追及を行う業務をいう。
- 18 放置駐車違反管理業務 警視庁情報管理システムの放置車両確認データに基づき放置違反金の納付命令を行った当該車両の使用者等のデータを一括管理し、迅速かつ効

率的に事務処理及び使用者責任追及を行う業務をいう。

- 19 過積載管理業務 警視庁情報管理システムにより、過積載運転行為、過積載車両、当該車両の使用者等のデータを一括管理し、迅速かつ効率的に事務処理及び使用者責任追及を行う業務をいう。
- 20 自動車運転代行業違反登録業務 交通執行課の所属端末装置により、最高速度、過積載、過労運転等の法違反及び自動車使用制限の行政処分のデータを管理し、並びに駐車対策課の所属端末装置により、放置駐車違反及び車両使用制限の行政処分のデータを管理し、迅速かつ効率的に事務処理及び自動車運転代行業を営む者の責任追及を行う業務をいう。
- 21 警察署長等 警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び自動車警ら隊（以下「警察署等」という。）の所属長をいう。

#### 第 4 取扱責任者等の指定及び任務

交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長等は、次表により取扱責任者及び事務担当者指定し、処分事務の適正を期するものとする。

##### 1 取扱責任者

指定区分			任務
交通執行課 駐車対策課	本部取扱責任者	警部（島部警察署は警部補）以上の階級にある者	処分事務の処理について全般的な指揮に当たる。
警察署等	取扱責任者		

##### 2 事務担当者

指 定 区 分			任 務
			本部取扱責任者を補佐し、次の処分事務を処理する。 1 法関係 (1) 最高速度違反管理業務 (2) 過積載管理業務 (3) 警察署長等から送付された処分対象事案に係る上申等の受理 (4) 道府県公安委員会に係る処分対象事案の移送及び処分の執行依頼 (5) 道府県公安委員会からの処分対象事案の受理及び処分の執行依頼に対する通知 (6) 事業所カードの作成及び保管 (7) 関東運輸局長（東京運輸支局長経由）に対する意見照会又は処分結果通知 (8) 使用者に対する必要な報告又は資料提出の要求

交通執行課	本部事務担当者	処分事務に従事する警部補以上の階級にある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 指示処分及び使用制限処分の執行</li> <li>(10) 不服申立て</li> <li>(11) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務手続</li> <li>(12) 標章の除去</li> <li>(13) その他処分事務に必要な事項</li> </ul> <p>2 運転代行業法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車運転代行業違反登録業務</li> <li>(2) 警察署長等から送付された処分対象事案に係る上申等の受理</li> <li>(3) 道府県公安委員会に係る処分対象事案の移送及び処分の執行依頼</li> <li>(4) 道府県公安委員会からの処分対象事案の受理及び処分の執行依頼に対する通知</li> <li>(5) 自動車運転代行業を営む者に対する必要な報告又は資料提出の要求</li> <li>(6) 指示処分及び使用制限処分の執行</li> <li>(7) 不服申立て</li> <li>(8) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務手続</li> <li>(9) 標章の除去</li> <li>(10) その他処分事務に必要な事項</li> </ul>
駐車対策課	本部事務担当者	処分事務に従事する警部補以上の階級にある者	<p>本部取扱責任者を補佐し、次の処分事務を処理する。</p> <p>法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 放置駐車違反管理業務</li> <li>(2) 放置駐車違反管理システムにより、警察庁から通報される基準該当車及び基準に該当しないこととなった場合のデータの受理及び管理</li> <li>(3) 基準該当車に関する資料の照会及び調査確認</li> <li>(4) 使用者及び車両の使用の本拠の位置等の調査確認</li> <li>(5) 使用者に対する必要な報告又は資料提出の要求</li> <li>(6) 公安委員会に対する報告</li> <li>(7) 道府県公安委員会に係る処分対象事案の移送及び処分の執行依頼</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 事業所カードの作成及び保管</li> <li>(9) 関東運輸局長（東京運輸支局長経由）に対する意見照会又は処分結果通知</li> <li>(10) 使用制限処分の執行</li> <li>(11) 不服申立て</li> <li>(12) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務手続</li> <li>(13) 標章の除去</li> <li>(14) その他処分事務に必要な事項</li> </ul>
警察署等	事務担当者	交通を担当する者のうち警部補（島部警察署は、巡査部長）以上の階級にあるもの	<p>取扱責任者を補佐し、次の処分事案を処理する。</p> <p>1 法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 最高速度違反管理業務</li> <li>(2) 放置駐車違反管理業務</li> <li>(3) 過積載管理業務</li> <li>(4) 処分対象事案の調査及び審査</li> <li>(5) 報告書等の作成</li> <li>(6) 使用者に対する必要な報告又は資料提出の要求</li> <li>(7) 指示処分及び使用制限処分の上申及び執行</li> <li>(8) 標章の除去申請の受理及び執行</li> <li>(9) 処分対象者への聴聞通知書及び弁明通知書の交付</li> <li>(10) その他処分事務に必要な事項</li> </ul> <p>2 運転代行業法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 処分対象事案の調査及び審査</li> <li>(2) 報告書等の作成</li> <li>(3) 自動車運転代行業を営む者に対する必要な報告又は資料提出の要求</li> <li>(4) 指示処分及び使用制限処分の上申及び執行</li> <li>(5) 標章の除去申請の受理及び執行</li> <li>(6) 処分対象者への聴聞通知書及び弁明通知書の交付</li> <li>(7) その他処分事務に必要な事項</li> </ul>

第 5 使用者等の下命・容認に係る処分対象事案の事務処理

1 下命・容認事案の報告

- (1) 警察官は、法第 75 条第 1 項各号に掲げる行為に対する下命・容認に該当すると認められる事案を取り扱った場合は、速やかに別記様式第 1 号の「自動車の使用制限事案報告書」を作成し、当該事案に係る交通切符又は交通反則切符の 2 枚目（交通事件原票）の写しその他の書類を添付の上、取扱責任者を經由して警察署長等に報告すること。
- (2) 警察署長等は、前(1)の報告を受けた場合は、事実の認定、報告書類等の記載内容を点検の上、当該事案の概要を電話により交通部長（自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為については駐車対策課長経由、その他については交通執行課長経由。以下同じ。）に報告すること。
- (3) 交通執行課長及び駐車対策課長は、警察署長等から前(2)の報告を受けた場合は、速やかに当該事案が処分対象事案に該当するかどうかについて検討し、その結果を回答すること。
- (4) 警察署長等は、処分対象事案に該当する旨の回答を得た場合は、行政処分規程の定めるところにより公安委員会（自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為については駐車対策課長経由、その他については交通執行課長経由）に上申すること。
- (5) 警察署長等は、処分対象事案に該当しない旨の回答を得た場合は、別記様式第 2 号の「下命・容認事案報告書」により交通部長に報告すること。

## 2 事業所カードの作成及び保管

- (1) 交通執行課長は、前 1 のうち最高速度違反行為、過積載運行為を除く処分事務に関する事案（道府県公安委員会に移送したものを除く。）及び道府県公安委員会から移送を受けた事案については、別記様式第 3 号の「事業所カード」を作成し、警察署別に整理保管するものとする。
- (2) 駐車対策課長は、前 1 のうち自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に関し、道府県公安委員会から移送を受けた事案については、事業所カードを作成し、警察署別に整理保管するものとする。
- (3) 交通執行課長及び駐車対策課長は、事業所カードが既に作成されているときは、新たに上申若しくは移送のあった処分対象事案又は新たに報告のあった事案に係る事項を当該カードに記入すること。

## 第 6 自動車運転代行業者等の下命・容認に係る処分対象事案の事務処理

### 1 下命・容認事案の報告

- (1) 警察官は、法（運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により、読み替えて適用される道路交通法（以下「読替え後の道路交通法」という。）を含む。）第 75 条第 1 項各号に掲げる行為に対する下命・容認事案を取り扱った場合は、速やかに自動車の使用制限事案報告書及び自動車運転代行業取扱要綱（平成 14 年 11 月 18 日通達甲第 19 号。以下「運転代行業取扱要綱」という。）別記様式第 30 号の「自動車運転代行業を営む者の業務に関して行われた交通違反等登録票」（以下「交通違反等登録票」という。）を作成し、当該事案に係る交通切符又は交通反則切符の 2 枚目（交通事件原票）の写しその他の書類を添付の上、取扱責任者を經由して警察



署長等に報告すること。

- (2) 警察署長等は、前(1)の報告を受けた場合は、事実の認定、報告書等の記載内容を点検の上、当該事案を運転代行業取扱要綱の別記様式第31号の「自動車運転代行業を営む者に係る特異事案報告書（ファクシミリ報告用）」及び交通違反等登録票により、交通部長に報告すること。
- (3) 交通執行課長及び駐車対策課長は、警察署長等から前(3)の報告を受けた場合は、速やかに当該事案が処分対象事案に該当するかどうかについて検討し、その結果を回答すること。
- (4) 警察署長等は、処分対象事案に該当する旨の回答を得た場合は、行政処分規程の定めるところにより公安委員会（自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為については駐車対策課長経由、その他については交通執行課長経由）に上申すること。
- (5) 警察署長等は、処分対象事案に該当しない旨の回答を得た場合は、別記様式第4号の「運転代行業者に係る下命・容認事案報告書」により交通部長に報告すること。

## 2 自動車運転代行業違反登録業務への登録

交通執行課長及び駐車対策課長は、前1の処分対象事案（道府県公安委員会に移送したものを除く。）及び道府県公安委員会から移送を受けた事案については、確実に所属端末装置により登録業務を行うこと。

## 第7 最高速度違反車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理

### 1 警察署等の処理

- (1) 警察官は、最高速度違反車両を取り扱った場合は、当該車両の使用者、使用の本拠の位置、業務性等を正確に聴取し、別記様式第5号の「最高速度違反登録票」に記載すること。
- (2) 最高速度違反管理業務の入力担当者は、交通事件原票、速度測定記録書、最高速度違反原票等が同一の違反に係るものであるかを確認するなど、入力の正確を期すること。
- (3) 警察署等の取扱責任者は、最高速度違反管理システムに入力後、速やかに次の資料を交通執行課長に送付すること。
  - ア 交通切符2枚目（交通事件原票）の写し
  - イ 現認報告書、捜査報告書、送致書、供述調書（被疑者、参考人）又は実況見分調書の写し
  - ウ 速度測定記録書、速度違反認知（現認）カード等の写し
  - エ 最高速度違反登録票の写し
  - オ その他事実の証明に必要な資料

### 2 交通執行課の処理

- (1) 本部事務担当者は、最高速度違反管理業務を適正に運用し、使用者に対する指示処分対象事案及び処分対象事案を出力すること。
- (2) 交通執行課長は、出力された事案を審査するため必要がある場合は、最高速度

- 違反車両を取り扱った警察署長等に対し、関係資料の送付を求めることができる。
- (3) 警察署長等は、前(2)により交通執行課長から関係資料の送付を求められた場合は、速やかに送付すること。
  - (4) 交通執行課長は、指示処分対象事案のうち自動車の使用者が道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者(以下「事業者等」という。)であるときは、関東運輸局長と協議し、又は通知すること。
  - (5) 交通執行課長は、審査の結果、指示処分に該当すると認めた場合は、行政処分規程の定めるところにより公安委員会に上申すること。
  - (6) 交通執行課長は、指示処分を行う場合は、弁明の機会を付与するとともに、別記様式第6号の「指示処分管理台帳」に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

## 第8 過積載車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理

### 1 警察署等の処理

- (1) 警察官は、過積載車両を取り扱った場合は、当該車両の使用者、荷主、荷受人、使用の本拠の位置等を正確に聴取し、規則別記様式第4の2の「通行指示・応急措置報告書」に記載しておくこと。
- (2) 過積載管理業務の入力担当者は、交通事件原票と通行指示・応急措置報告書、重量測定カードが同一の違反に係るものであるかを確実に確認すること。
- (3) 警察署等の取扱責任者は、過積載管理業務への登録後、速やかに次の資料を交通執行課長に送付すること。
  - ア 交通法令違反事件簿の写し
  - イ 通行指示・応急措置報告書(乙)
  - ウ 重量測定カードの写し
- (4) 警察署等の取扱責任者は、過積載違反に係る交通法令違反事件簿、通行指示・応急措置報告書(甲)等の保管管理の適正を期すること。

### 2 交通執行課の処理

- (1) 本部事務担当者は、過積載管理業務を適正に運用し、使用者に対する指示処分対象事案及び処分対象事案を出力すること。
- (2) 交通執行課長は、出力された事案を審査するため必要がある場合は、過積載車両を取り扱った警察署長等に対し、関係資料の送付を求めることができる。
- (3) 警察署長等は、前(2)により交通執行課長から関係資料の送付を求められた場合は、速やかに送付すること。
- (4) 交通執行課長は、指示処分対象事案のうち自動車の使用者が、事業者等であるときは、関東運輸局長に意見を聴取し、又は通知すること。
- (5) 交通執行課長は、審査の結果、指示処分に該当すると認めた場合は、行政処分規程に定めるところにより公安委員会に上申すること。
- (6) 交通執行課長は、指示処分を行う場合は、弁明の機会を付与するとともに、指示処分管理台帳に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

## 第 9 過労運転車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理

### 1 警察署等の処理

- (1) 警察官は、過労運転車両を取り扱った場合は、当該車両の使用者、使用の本拠の位置、業務性等を正確に聴取すること。
- (2) 警察署等の取扱責任者は、警視庁交通違反取締規程（平成 13 年 10 月 1 日訓令 甲第 41 号。以下「交通違反取締規程」という。）に定める交通基本情報管理システムへの入力後、速やかに次の資料を交通執行課長に送付すること。
  - ア 現認報告書及び捜査報告書の写し
  - イ 送致書及び供述調書（被疑者、参考人）の写し
  - ウ 実況見分調書の写しその他事実の証明に必要な資料

### 2 交通執行課の処理

- (1) 交通執行課長は、審査するため必要がある場合は、過労運転車両を取り扱った警察署長等に対し、関係資料の送付を求めることができる。
- (2) 警察署長等は、前(1)により交通執行課長から関係資料の送付を求められた場合は、速やかに送付すること。
- (3) 交通執行課長は、指示処分対象事案のうち自動車の使用者が、事業者等である場合は、関東運輸局長に協議し、又は通知すること。
- (4) 交通執行課長は、審査の結果、指示処分に該当すると認めた場合は、行政処分規程の定めるところにより公安委員会に上申すること。
- (5) 交通執行課長は、指示処分を行う場合は、弁明の機会を付与するとともに指示処分管理台帳に記載し、経過を明らかにしておくこと。

## 第 10 放置違反金の納付命令に係る処分対象事案の事務処理

### 1 警察署等の処理

- (1) 警察官は、放置車両に放置車両確認標章（以下「確認標章」という。）を取り付けた場合は、速やかに当該確認標章を取り付けた警察官の所属する（派遣者にあつては派遣先）警察署において当該確認標章に係る駐車状況を入力した放置車両確認処理用携帯端末（以下「携帯端末」という。）を放置駐車違反管理端末に接続して送信すること。
- (2) 警察官は、駐車監視員が取り付けた当該確認標章に係る駐車状況を入力した携帯端末を受領したときは、前(1)と同様に処理すること。
- (3) 警察署長又は高速道路交通警察隊長は、前記(1)で入力又は送信を受けた当該確認標章の内容について、確認標章を審査する責任者又は審査を担当する者に審査を行わせるものとする。
- (4) 警察署長又は高速道路交通警察隊長は、審査の結果、放置車両であることを確認したときは、放置駐車違反管理システムに登録すること。
- (5) 警察署長又は高速道路交通警察隊長は、前記(1)における確認標章を手書きにより作成したときは、放置駐車違反管理端末に入力後、確認標章の控えについては、当該事実の証明に必要な資料とともに保管すること。ただし、自所属以外の場所

で確認標章を取り付けた場合は、当該場所を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長に送付すること。

- (6) 警察署長又は高速道路交通警察隊長は、前(5)により送付された確認標章の控えについては、取付年月日順に整理し保管しておくこと。

## 2 駐車対策課の処理

- (1) 本部事務担当者は、放置駐車違反管理システムを適正に運用し、使用者に対する放置違反金の納付命令及び当該納付命令の取消し事案の適正な管理を図ること。
- (2) 駐車対策課長は、警察庁から通報を受けた基準該当車について、当該車両に係る納付命令、使用制限命令の前歴等について調査し、当該通報に誤りがないかを確認すること。

なお、上記納付命令、使用制限命令の前歴及び免除歴が道府県公安委員会によるものであるときは、当該道府県警察の主管課に対して調査を行い確認すること。

- (3) 駐車対策課長は、前(2)の確認を行う必要がある場合は、確認標章の取付けを行った警察署長又は高速道路交通警察隊長に対し、関係資料の送付を求めることができる。
- (4) 駐車対策課長は、前記(2)による通報に誤りがないことを確認した場合は、当該基準該当車の使用者、車両の使用の本拠の位置等について変更されていないか自動車登録ファイル等を再度確認すること。

## 第 11 読替え後の道路交通法の最高速度違反車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理

### 1 警察署等の処理

- (1) 警察官は、最高速度違反車両を取り扱った場合は、当該車両の自動車運転代行業者、主たる営業所の所在地、業務内容、随伴用自動車、車両区分等を正確に聴取し、交通違反等登録票に記載すること。
- (2) 交通違反取締規程第 25 条に規定する審査責任者は、交通事件原票、速度測定記録書、交通違反等登録票等が同一の違反に係るものであるかを確認するなど、正確を期すること。
- (3) 警察署等の取扱責任者は、交通違反取扱規程に定める交通基本情報管理システムに入力後、速やかに次の資料を交通執行課長に送付すること。

ア 交通違反等登録票

イ 交通切符又は交通反則切符の 2 枚目（交通事件原票）の写し

ウ 現認報告書、捜査報告書、送致書、供述調書（被疑者、参考人）又は実況見分調書の写し

エ 速度測定記録書、速度違反認知（現認）カード等の写し

オ その他事実の証明に必要な資料

### 2 交通執行課の処理

- (1) 本部事務担当者は、自動車運転代行業違反登録業務を適正に運用し、自動車運転代行業者に対する指示処分対象事案及び処分対象事案を出力すること。
- (2) 交通執行課長は、出力された事案を審査するため必要がある場合は、最高速度

- 違反車両を取り扱った警察署長等に対し、関係資料の送付を求めることができる。
- (3) 警察署長等は、前(2)により交通執行課長から関係資料の送付を求められた場合は、速やかに送付すること。
  - (4) 交通執行課長は、審査の結果、指示処分に該当すると認めた場合は、行政処分規程の定めるところにより公安委員会に上申すること。
  - (5) 交通執行課長は、指示処分を行う場合は、弁明の機会を付与するとともに別記様式第7号の「運転代行業者に係る指示処分管理台帳」に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

## 第12 読替え後の道路交通法の過積載車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理

### 1 警察署等の処理

- (1) 警察官は、過積載車両を取り扱った場合は、当該車両の自動車運転代行業者、荷主、荷受人、自動車の主たる営業所の所在地等を正確に聴取し、通行指示・応急措置報告書に記載しておくこと。
- (2) 審査責任者は、交通事件原票と通行指示・応急措置報告書、重量測定カード及び交通違反等登録票が同一の違反に係るものであるかを確実に確認すること。
- (3) 警察署等の取扱責任者は、交通違反取扱規程に定める交通基本情報管理システムに入力後、速やかに次の資料を交通執行課長に送付すること。
  - ア 交通違反等登録票
  - イ 交通法令違反事件簿の写し
  - ウ 通行指示・応急措置報告書(乙)
  - エ 重量測定カードの写し
- (4) 警察署等の取扱責任者は、過積載違反に係る交通法令違反事件簿、通行指示・応急措置報告書(甲)等の保管管理の適正を期すること。

### 2 交通執行課の処理

- (1) 本部事務担当者は、自動車運転代行業違反登録業務を適正に運用し、自動車運転代行業者に対する指示処分対象事案及び処分対象事案を出力すること。
- (2) 交通執行課長は、出力された事案を審査するため必要がある場合は、過積載車両を取り扱った警察署長等に対し、関係資料の送付を求めることができる。
- (3) 警察署長等は、前(2)により交通執行課長から関係資料の送付を求められた場合は、速やかに送付すること。
- (4) 交通執行課長は、審査の結果、指示処分に該当すると認めた場合は、行政処分規程の定めるところにより公安委員会に上申すること。
- (5) 交通執行課長は、指示処分を行う場合は、弁明の機会を付与するとともに運転代行業者に係る指示処分管理台帳に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

## 第13 読替え後の道路交通法の過労運転車両に係る指示処分及び処分対象事案の事務処理

### 1 警察署等の処理

- (1) 警察官は、過労運転車両を取り扱った場合は、当該車両の自動車運転代行業者、

主たる営業所の所在地、業務内容、随伴用自動車等の車両区分等を正確に聴取すること。

(2) 警察署等の取扱責任者は、交通違反取締規程に定める交通基本情報管理システムに入力後、速やかに次の資料を交通執行課長に送付すること。

ア 交通違反等登録票

イ 現認報告書及び捜査報告書の写し

ウ 送致書及び供述調書（被疑者、参考人）の写し

エ 実況見分調書の写しその他事実の証明に必要な資料

## 2 交通執行課の処理

(1) 本部事務担当者は、自動車運転代行業違反登録業務を適正に運用し、自動車運転代行業者に対する指示処分対象事案及び処分対象事案を出力すること。

(2) 交通執行課長は、審査するため必要がある場合は、過労運転車両を取り扱った警察署長等に対し、関係資料の送付を求めることができる。

(3) 警察署長等は、前(2)により交通執行課長から関係資料の送付を求められた場合は、速やかに送付すること。

(4) 交通執行課長は、審査の結果、指示処分に該当すると認めた場合は、行政処分規程の定めるところにより公安委員会に上申すること。

(5) 交通執行課長は、指示処分を行う場合は、弁明の機会を付与するとともに運転代行業者に係る指示処分管理台帳に記載し、経過を明らかにしておくこと。

## 第 14 最高速度違反車両、過積載車両及び過労運転車両の使用に対する指示処分

### 1 指示書の送付

交通執行課長は、最高速度違反行為、過積載運転行為及び過労運転行為に係る指示処分に該当すると認めた場合は、指示処分管理台帳に必要な事項を記載し、原則として当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、行政処分規程別記様式第 13 の 10 の「指示書」を送付するものとする。

### 2 指示処分の執行

(1) 警察署長は、指示書を受領した場合は、速やかに交通を担当する幹部をして、当該指示処分に係る使用者（以下「指示対象者」という。）に交付して指示処分を執行すること。

(2) 指示書は、指示対象者を警察署に招致して交付すること。ただし、これによりがたい場合は、当該指示対象者の事業所等において交付するか、配達証明書付書留郵便により行うこと。

### 3 指示処分の執行報告及び整理

(1) 警察署長は、指示処分を執行した場合は受領印を求めた指示書の「控」を、指示対象者が所在不明等により執行できなかった場合は当該指示書を、別記様式第 8 号の「指示処分執行（不能）報告書」に添付して交通部長（交通執行課長経由。以下同じ。）に報告すること。

(2) 前(1)の執行状況については、別記様式第 9 号の「指示処分執行簿」に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

## 第 15 読替え後の道路交通法の最高速度違反車両、過積載車両及び過労運転車両の自動車運転代行業者に対する指示処分

### 1 指示書の送付

交通執行課長は、最高速度違反行為、過積載運転行為及び過労運転行為に係る指示処分に該当すると認めた場合は、運転代行業者に係る指示処分管理台帳に必要な事項を記載し、原則として当該処分に係る自動車の営業所の所在地を管轄する警察署長に対し、運転代行業取扱要綱別記様式第 27 号の「行政処分等執行依頼書」及び行政処分規程別記様式第 13 の 11 の 2 の「指示書」を送付するものとする。

### 2 指示処分の執行

- (1) 警察署長は、指示書を受領した場合は、速やかに交通を担当する幹部をして、当該指示処分に係る自動車運転代行業者に交付して指示処분을執行すること。
- (2) 指示書は、自動車運転代行業者を警察署に招致して交付すること。ただし、これによりがたい場合は、当該自動車運転代行業者の営業所等において交付するか、配達証明書付書留郵便により行うこと。

### 3 指示処分の執行報告及び整理

- (1) 警察署長は、指示処분을執行した場合は、運転代行業取扱要綱別記様式第 25 号の「受領書」に自動車運転代行業者の受領印を求め、また、運転代行業取扱要綱別記様式第 28 号の「行政処分等執行（不能）報告書」に受領書及び指示書の写しを添付して交通部長に報告すること。ただし、自動車運転代行業者が所在不明等により執行できなかった場合は、当該指示書を行政処分等執行（不能）報告書に添付して、交通部長に報告すること
- (2) 前(1)の執行状況については、別記様式第 10 号の「運転代行業者に係る指示処分執行簿」に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

## 第 16 使用者に対する車両の使用制限処分

### 1 処分の上申及び報告

- (1) 交通執行課長は、放置違反金に係る納付命令に関するものを除き、審査の結果、使用制限処分に該当すると認めた場合は、行政処分規程の定めるところにより公安委員会に上申すること。
- (2) 駐車対策課長は、放置違反金に係る納付命令に関する使用制限処分について、前記第 10 の 2 により基準を満たしていることの確認がとれた車両のうち、東京都内に車両の使用の本拠の位置があるものについては、行政処分規程別記様式第 8 の 5 の「車両使用制限命令事案報告書」により、公安委員会に報告すること。

### 2 関東運輸局長への意見の聴取

交通執行課長及び駐車対策課長は、使用制限処分をする場合で、車両の使用者が事業者等であるときは、関東運輸局長に対して別記様式第 11 号の「車両の使用制限に関する意見照会書」により、事前に意見を聴取すること。

### 3 聴聞の手続

- (1) 交通執行課長及び駐車対策課長は、前記 1 の処分の上申又は報告を行った後、

車両の使用制限処分に係る聴聞手続をとること。

- (2) 交通執行課長及び駐車対策課長は、当事者に聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則別記様式第 6 号の「聴聞通知書」を送付又は交付（以下「送付等」という。）したときは、別記様式第 12 号の「受領書」を徴すること。
  - (3) 駐車対策課長は、放置違反金に係る納付命令に関する使用制限に対する聴聞通知書の送付等に当たっては、あらかじめ当該使用制限命令の基礎となる放置違反金に係る納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙を受けていないことを確認し、受けているときには、聴聞通知書の送付等並びに聴聞の期日及び場所の公示を一時保留して、放置違反金に係る納付命令の取消状況を確認の上、送付等を行うこと。
- 4 聴聞の実施の前後に車両の使用の本拠の位置が道府県公安委員会の管轄区域内に移転した場合の手続

駐車対策課長は、放置違反金に係る納付命令に関する使用制限について、聴聞の実施の前後に車両の使用の本拠の位置が道府県公安委員会の管轄区域内に移転した場合の手続は、次によるものとする。

- (1) 聴聞の実施前、処分対象である車両の使用の本拠の位置が道府県公安委員会の管轄区域内に移転した場合は、放置駐車違反管理システムに変更登録をし、行政処分規程別記様式第 8 の 4 の「車両使用制限事案移送通知書」に車両使用制限事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類を添えて、当該道府県公安委員会に送付すること。
- (2) 処分を決定しようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金に係る納付命令に関して取消しが行われていないことを再度確認し、取消しが行われ処分要件を欠くこととなる場合は、手続を打ち切ること。
- (3) 聴聞の実施後、処分決定をする前に処分対象である車両の使用の本拠の位置が、道府県公安委員会の管轄区域内に移転した場合は、前記(1)により送付すること。
- (4) 道府県公安委員会から事案の送付を受けた場合は、処分決定に先立ち、改めて聴聞を行うこと。

5 制限書及び標章の送付

交通執行課長及び駐車対策課長は、使用制限処分が決定された場合又は道府県公安委員会から使用制限処分の執行依頼を受けた場合は、当該使用制限処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、行政処分規程別記様式第 13 の 12 の「車両の使用制限書」（以下「制限書」という。）及び規則別記様式第 5 の 3 の「標章」を送付するものとする。

6 使用制限処分の執行要領

- (1) 交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、制限書及び標章の送付を受けた場合は、速やかに幹部指揮の下、使用制限処分を執行すること。
- (2) 交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、道府県公安委員会から処分執行の依頼を受けた場合は、速やかに使用制限処分を執行すること。
- (3) 前(1)及び(2)の執行に当たっては、交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、使用制限処分に係る使用者（以下「処分対象者」という。）に処分理由を告



げ、制限書を交付し、標章を当該車両の助手席前面ガラスの内側又は前面の見やすい箇所にはり付けて行うこと。ただし、二輪車等で風雨等により標章がはがれるおそれがある場合は、標章をビニール等により覆い、ひもなどを用いて車体の見やすい箇所に固定すること。

#### 7 道府県公安委員会に対する処分の執行依頼

- (1) 交通執行課長及び駐車対策課長は、処分決定後、処分を行うまでの間に、処分対象車両の使用の本拠の位置が道府県公安委員会の管轄区域内に移転した場合は、変更先の道府県公安委員会に対し、行政処分規程別記様式第 15 の 2 の 3 の「車両使用制限処分執行依頼書」に制限書、標章その他関係書類を添付して処分の執行を依頼すること。
- (2) 駐車対策課長は、前(1)の放置違反金に係る納付命令に関する処分執行の結果を依頼先から聴取し、その内容を放置駐車違反管理システムに登録すること。

#### 8 処分の執行時の留意事項

交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、処分を執行するに当たり、次の事項について留意するものとする。

- (1) 処分執行は、原則として、処分対象者又はこれに代わるべき者（以下「処分対象者等」という。）の立会いを得て行うこと。ただし、処分対象者が法人の場合は、必ずしも法人の代表者を立ち合わせることを要しないが、処分車両の属する営業所の長等、処分車両の運行について責任を有する者を立ち合わせること。
- (2) 処分対象者等が、処分執行への立会いを拒否し、又は制限書の受領を拒否する場合は、できる限り処分対象者等を説得して処分執行を行うこととするが、処分対象者等が処分執行手続に応じないときは、処分対象者等に対して制限書の記載内容を口頭又は文書で告知した上、対象車両に標章をはり付けることにより処分執行を行うこと。
- (3) 対象車両について、当該車両の運行を制限した場合は、違法又は他の交通の迷惑にならないよう留意すること。
- (4) 処分対象者等に対し、車両に標章をはり付けること及び車両の使用制限期間中に車両を運行し、又は標章を取り除いた場合は、罰則による処罰の対象になることを口頭で告げること。
- (5) 処分執行時の状況については、必要に応じて記録しておくこと。

#### 9 使用制限処分執行等の報告及び整理

- (1) 交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、使用制限処分を執行した場合は、別記様式第 13 号の「車両使用制限処分執行報告書」を作成し、交通部長（警察署長にあっては交通執行課長又は駐車対策課長経由。以下同じ。）に報告すること。
- (2) 交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、処分対象者が所在不明又は当該処分に係る車両の転売若しくは廃車その他の理由により使用制限処分を執行することができない場合は、別記様式第 14 号の「車両使用制限処分執行不能報告書」に制限書及び標章を添付して、交通部長に報告すること。
- (3) 交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、使用制限処分の期間が 30 日を超える場合は、当該処分期間中に 1 回以上当該車両の使用制限状況を確認すること。

- (4) 交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、使用制限処分の執行、執行不能、処分期間中の確認等の結果を、別記様式第 15 号の「車両使用制限処分執行記録簿」に記載し、その経過を明らかにしておくこと。
- (5) 駐車対策課長は、放置違反金に係る納付命令に関する処分執行が不能となっている車両については、年 1 回、使用者登録照会を行い、未登録の場合は、放置駐車違反管理システムのデータから削除すること。ただし、関係書類は、未登録が明らかになった日から 3 年間保管すること。
- (6) 交通執行課長は、前記(1)若しくは(2)の報告書を作成又は受理した場合は、最高速度違反行為及び過積載運転行為に係る処分対象事案については車両使用制限処分執行簿に、それ以外の処分対象事案については事業所カードに、必要な事項を記入整理して保管すること。
- (7) 駐車対策課長は、前記(1)若しくは(2)の報告書を作成又は受理した場合は、自動車から離れて直ちに運転することができない状態にする行為及び放置違反金に係る納付命令に関する処分対象事案については、車両使用制限処分執行記録簿に必要な事項を記入整理して保管すること。

なお、処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理して、処分執行の日から 3 年間保管すること。
- (8) 交通執行課長及び駐車対策課長は、道府県公安委員会の依頼に係る使用制限の執行結果を受理した場合は、前記(1)又は(2)の報告書を添付して当該道府県公安委員会に通知すること。

## 第 17 自動車運転代行業者に対する車両の使用制限処分

### 1 処分の上申

交通執行課長及び駐車対策課長は、審査の結果、使用制限処分に該当すると認めた場合は、行政処分規程の定めるところにより、公安委員会に上申するものとする。

### 2 聴聞の手続

交通執行課長及び駐車対策課長は、前 1 の処分の上申を行った後、使用制限処分に係る聴聞手続をとるものとする。

### 3 制限書及び標章の送付

交通執行課長及び駐車対策課長は、使用制限処分が決定された場合又は道府県公安委員会から使用制限処分の執行依頼を受けた場合は、当該使用制限処分に係る自動車の営業所の所在地を管轄する警察署長に対し、制限書及び標章を送付するものとする。

### 4 使用制限処分の執行要領

- (1) 警察署長は、交通執行課長及び駐車対策課長から行政処分等執行依頼書により、制限書及び標章の送付を受けた場合は、速やかに交通を担当する幹部をして使用制限処分を執行すること。
- (2) 前(1)の執行に当たっては、使用制限処分に係る自動車運転代行業者（以下「処分対象業者」という。）に処分理由を告げ、制限書を交付し、及び標章を当該車両の助手席前面ガラスの内側又は前面の見やすい箇所にはり付けて行うこと。

## 5 使用制限処分執行等の報告及び整理

- (1) 警察署長は、使用制限処分を執行した場合は、行政処分等執行（不能）報告書により交通部長（交通執行課長又は駐車対策課長経由。以下同じ。）に報告すること。
- (2) 警察署長は、処分対象業者が所在不明又は当該処分に係る自動車の転売若しくは廃車その他の理由により使用制限処分を執行することができない場合は、行政処分等執行（不能）報告書に制限書及び標章を添付して、交通部長に報告すること。
- (3) 警察署長は、使用制限処分の期間が 30 日を超える場合は、当該処分期間中に 1 回以上当該自動車の使用制限状況を確認すること。
- (4) 警察署長は、使用制限処分の執行、執行不能、処分期間中の確認等の結果は、別記様式第 16 号の「運転代行業者に係る自動車使用制限処分執行記録簿」に記載し、その経過を明らかにしておくこと。
- (5) 交通執行課長及び駐車対策課長は、前記(1)又は(2)の行政処分等執行（不能）報告書を受理した場合は、運転代行業者に係る車両使用制限処分執行記録簿に必要な事項を記載すること。
- (6) 交通執行課長及び駐車対策課長は、道府県公安委員会の依頼に係る使用制限処分の執行結果を受理した場合は、前記(1)又は(2)の報告書を添付して、当該道府県公安委員会に通知すること。

## 第 18 使用者に対する報告又は資料提出の要求

使用者に対して報告又は資料提出を要求しようとする場合は、原則として自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を通じ、別記様式第 17 号の「報告・資料提出要求書」を、当該使用者に交付して行うものとする。

## 第 19 標章の除去手続

### 1 標章の除去申請の審査

交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、使用制限処分に係る車両を買い受けた者その他当該車両の使用について権原を有する第三者から標章の除去申請の申出を受理した場合は、規則別記様式第 5 の 4 の「標章除去申請書」及び同規則第 9 条の 16 各号に掲げる添付書類について審査し、関係書類を添えて交通部長（警察署長にあっては、交通執行課長又は駐車対策課長経由。以下同じ。）に報告するものとする。

### 2 標章の除去

- (1) 交通執行課長及び駐車対策課長は、標章の除去申請が行われた場合において、提出された標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権原を有する者であり、かつ、当該車両を処分対象者に使用させることがないことを確認したときは、当該標章の除去決定を行うこと。
- (2) 交通執行課長及び駐車対策課長は、標章の除去を決定した場合は、行政処分規程別記様式第 15 の 8 の「標章除去決定書」を速やかに前 1 の報告を行った警察署

長に送付すること。

- (3) 交通執行課長、駐車対策課長及び前(2)の標章除去決定書の送付を受けた警察署長は、速やかに当該申請者に標章除去決定書を直接交付し、同人の立会いを得て標章を除去すること。この場合、除去した標章は廃棄すること。
- (4) 交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、標章を除去した場合は、当該車両を処分対象者に使用されることのないように、その使用状況の把握に努めること。

### 3 標章の除去執行報告

交通執行課長、駐車対策課長及び警察署長は、標章を除去した場合は、その結果を別記様式第 18 号の「道路交通法・運転代行業法に係る標章除去結果報告書」により交通部長に報告するものとする。この場合において、標章を除去した所属長と使用制限処分を執行した所属長が異なるときは、当該使用制限処分を執行した所属長に処理結果を電話により通報するものとする。

### 4 使用制限処分期間経過後の措置

使用制限処分期間が経過した場合は、原則として処分を執行した交通執行課長、駐車対策課長又は警察署長が、担当警察官を指定して当該車両にはり付けた標章の除去を行うものとする。

## 第 20 処分結果の記録

交通執行課長及び駐車対策課長は、処分対象事案の処理結果については、別記様式第 19 号の「車両使用制限処分管理台帳」に、自動車運転代行業者に関するものは別記様式第 20 号の「運転代行業者に係る自動車使用制限処分管理台帳」に記載し、処分結果を明らかにしておくものとする。

## 第 21 公安委員会の決裁

交通執行課長及び駐車対策課長は、処分事務のうち、車両の使用制限に関するものについては、その都度、公安委員会の決裁を受けるものとする。

## 第 22 関係者相互の連携の保持

交通執行課長及び駐車対策課長は、企画課長、情報管理課長、交通総務課長及び警察署長並びに主席聴聞官と緊密な連携を保ち、処分事務が適正かつ効果的に推進されるよう努めるものとする。